

大口定期預金規定＜自由金利型定期預金規定＞ スーパー定期規定＜自由金利型定期預金（M型）規定＞（単利型）

自動継続の規定および預金の成立・支払時期、証券類の受入、反社会的勢力との取引謝絶、預金の解約・書替継続、届出事項の変更・通帳の再発行等、成年後見人等の届出、印鑑照合等、譲渡・質入の禁止、保険事故発生時における預金者からの相殺規定、規定の変更については共通規定に記載しています。

1. (利息)

(1)この預金の利息は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じです）から満期日（継続したときは次の満期日。以下同じです）の前日までの日数（以下「約定日数」といいます）および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については上記共通規定の1. (2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます）によって計算し、満期日以後（自動継続扱の場合は満期日）に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日以降の日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下を切捨てます）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます）を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」といいます）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

B 定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます）は、満期日以後（自動継続扱の場合は満期日）にこの預金とともに支払います。

(2)この預金が自動継続の場合の利息の支払は、次の通り取扱います。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

②自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払い利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次の通り取扱います。

A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます）とし、その利率は中間利払日における当行所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

③預入日の2年後の応当日から5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息

は、中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続します。

(3)この預金の満期日（自動継続の場合は継続を停止後の満期日）以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4)この預金を上記共通規定の 6. (1)により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入期間」といいます）に応じて約定利率に【期限前解約利率表】の割合を乗じて得た利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

(5)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

2. (中間利息定期預金)

自由金利型2年定期預金(M型)の中間払い利息は次により取扱いします。

(1) 中間利息定期預金の利息については、上記1.の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、次により取扱います。

①中間利息定期預金の内容については、別途連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、証書(通帳)と当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、当店に提出してください。

以上

(2021年3月1日現在)